

＜その他の業種（※）に対する時短の働きかけ＞

- ・ 2月8日（月）から3月7日（日）を期間として実施中の「その他の業種に対する時短の働きかけ」について、3月1日（月）からは以下のとおり変更して実施することとなりました。

- ・ 営業時間：「20時まで」→「21時まで」
- ・ 酒類提供時間：「11時から19時まで」→「11時から20時まで」

（※）飲食店以外の他の特措法施行令第11条に規定する施設

（学校、保育所、生活必需物資の物品販売業を営む店舗、生活必需サービスを営む店舗等を除く）